

# 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター統合システム開発業務プロポーザル競技の実施について（公告）

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター統合システム開発業務受託事業者を特定するため、公募型プロポーザル競技を実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成29年 8月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

## 1 業務の概要

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター統合システム開発業務（以下「本業務」という。）

## 2 プロポーザル競技の内容

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター統合システム開発業務プロポーザル競技（以下「本プロポーザル競技」という。）の実施等内容については、新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター統合システム開発業務プロポーザル競技実施要領（以下「本プロポーザル競技実施要領」という。）に定めるところによる。

## 3 本プロポーザル競技実施要領を交付する期間及び場所並びに本プロポーザル競技に関する質問の受付

(1) 交付期間 平成29年 8月18日（金）から平成29年 8月25日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県教育庁保健体育課スポーツ振興室スポーツ施設係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 質問の受付 本プロポーザル競技実施要領による。

## 4 本プロポーザル競技に参加する者に必要な資格

本プロポーザル競技に参加することができる者は、一の個人又は法人であって次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 平成29年 8月18日以降に民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされた者

イ 平成29年 8月18日以降に会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立をされた者

(3) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(4) 下記6に定めるところにより、本プロポーザル競技参加資格確認申請書等を提出し、本プロポーザル競技に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 本プロポーザル競技実施要領の交付を受けている者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 5 現地説明会の開催

本プロポーザル競技を実施するにあたり、下記のとおり説明会を開催する。

(1) 日時 平成29年 8月23日（水）午前10時から午前11時50分まで

(2) 場所 新潟県新潟市中央区清五郎67-12（新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター内）

(3) 参加申込み 本プロポーザル競技実施要領による。

## 6 本プロポーザル競技に係る参加資格の確認

本プロポーザル競技に参加を希望する者は、次に定めるところにより本プロポーザル競技参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本プロポーザル競技に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

### (1) 本プロポーザル競技参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成29年 9月1日（金）午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 上記3(2)の交付場所と同じ。

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 本プロポーザル競技実施要領による。

### (2) 参加資格の確認結果の通知

本プロポーザル競技に係る参加資格の確認結果については、本プロポーザル競技参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、本プロポーザル競技参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付期間 平成29年 9月5日（火）午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 上記3(2)の交付場所と同じ。

## 7 提案書の提出

本プロポーザル競技に参加しようとする者は、次に定めるところにより書類を作成し、提出すること。

- (1) 提出期間 平成29年9月6日(水)から平成29年9月12日(火)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所 上記3(2)の交付場所と同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター統合システム開発業務プロポーザル競技提案書在中」と朱書すること。)とし、平成29年9月12日(火)午後5時15分までに到着するよう郵送すること。
- (4) 提出書類及び部数 本プロポーザル競技実施要領による。
- (5) その他

ア 提出する書類に使用する言語、通貨及び単位は日本語(提案を行う者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他の情報通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。)、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

イ 提出した後の書類の差し替え及び再提出は受け付けない。

## 8 審査

### (1) 審査を行う者

提出された書類は、新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター統合システム開発業務プロポーザル競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)が審査を行う。

### (2) 審査方法 本プロポーザル競技実施要領による。

### (3) ヒアリングの実施

審査委員会が必要と認めるときは、ヒアリングを実施することがある。ただし、審査委員会が、本プロポーザル競技に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、あらかじめヒアリングを求める者を選定した上でヒアリングを実施する。この場合において参加を表明したすべての者に第1次審査の結果を書面で通知する。

## 9 審査及び結果の通知

審査委員会が、提出された企画提案書又はヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を特定する。

審査結果は、参加を表明したすべての者に書面で通知する。

## 10 スケジュール 本プロポーザル競技実施要領による。

## 11 契約の締結

新潟県は、最優秀提案者と本業務の委託について契約締結の交渉を行う。

ただし、最優秀提案者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

## 12 その他

- (1) 企画提案書等の作成や提出等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「参加申込辞退書」を提出するものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本プロポーザル競技実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に企画提案書等を提出した者